

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 11 号に掲げる光力利用敷網漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 7 年 1 月 28 日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
こうなご光力利用敷網漁業	2 隻	13 トン未満	定めなし	東共第 6 号共同漁業権漁場の区域	4 月 1 日から 7 月 31 日まで	東共第 6 号共同漁業権の組合員行使権者	令和 7 年 1 月 28 日から 令和 7 年 3 月 7 日まで	1 許可の有効期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 漁業権漁業を妨げてはならない (2) 集魚灯に使用する光力の総和は、12 キロワット以下とすること (3) 定置漁業又は小型定置漁業の操業中は、その前面及び後面 100 メートル以内、沖合 500 メートル以内の各海域で操業してはならない
	1 隻			東共第 8 号及び同第 10 号共同漁業権漁場の区域	4 月 1 日から 6 月 30 日まで	東共第 8 号共同漁業権の組合員行使権者	令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 漁業権漁業を妨げてはならない (2) 集魚灯に使用する光力の総和は、12 キロワット以下とすること (3) 定置漁業又は小型定置漁業の操業中は、その前面及び後面 100 メートル以内、沖合 500 メートル以内の各海域で操業してはならない	
	29 隻	定めなし	定めなし	東共第 18・20 号共同漁業権漁場の区域	4 月 1 日から 6 月 30 日まで	東共第 20 号共同漁業権の組合員行使権者	令和 7 年 1 月 28 日から 令和 7 年 2 月 28 日まで	1 許可の有効期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 漁業権漁業を妨げてはならない (2) 集魚灯に使用する光力の総和は、12 キロワット以下とすること (3) 定置漁業又は小型定置漁業の操業中は、その前面及び後面 100 メートル以内、沖合 500 メートル以内の各海域で操業してはならない

	25 隻	定めなし	定めなし	次の1及び2の区域とする。 1 東共第22号共同漁業権漁場の区域 2 東共第24号共同漁業権漁場の区域のうち、次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 青森県下北郡東通村大字尻高倉38番地に設置した標柱(基点第12号)から真方位104度30分500メートルの点 点イ 青森県下北郡東通村大字小田野沢と大字猿ヶ森との境に設置した標柱(基点第11号)から真方位92度30分500メートルの点 点ウ 点イから真方位92度30分500メートルの点 点エ 点アから真方位104度30分500メートルの点	1 操業区域の1 4月1日から 6月30日まで 2 操業区域の2 4月15日から 5月31日まで	次のいずれにも該当する者とする。 1 下北郡東通村大字白糠に住所を有する者 2 東共第22号共同漁業権の組合員行使権者	令和7年1月28日から 令和7年2月28日まで	1 許可の有効期間は、令和7年4月1日から令和7年6月30日までとする。 2 規則第14条第1項第4号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 漁業権漁業を妨げてはならない (2) 集魚灯に使用する光力の総和は、12キロワット以下とすること (3) 定置漁業又は小型定置漁業の操業中は、その前面及び後面100メートル以内、沖合500メートル以内の各海域で操業してはならない
	2 隻	定めなし	定めなし	東共第22号共同漁業権漁場の区域	4月1日から 6月30日まで	次のいずれにも該当する者とする。 1 下北郡東通村大字小田野沢に住所を有する者 2 東共第22号共同漁業権の組合員行使権者	令和7年1月28日から 令和7年2月28日まで	1 許可の有効期間は、令和7年4月1日から令和7年6月30日までとする。 2 規則第14条第1項第4号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 漁業権漁業を妨げてはならない (2) 集魚灯に使用する光力の総和は、12キロワット以下とすること (3) 定置漁業又は小型定置漁業の操業中は、その前面及び後面100メートル以内、沖合500メートル以内の各海域で操業してはならない
	6 隻	定めなし	定めなし	東共第24号共同漁業権漁場の区域	4月1日から 6月30日まで	次のいずれにも該当する者とする。 1 下北郡東通村大字尻高倉に住所を有する者 2 東共第24号共同漁業権の組合員行使権者	令和7年1月28日から 令和7年2月28日まで	1 許可の有効期間は、令和7年4月1日から令和7年6月30日までとする。 2 規則第14条第1項第4号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 漁業権漁業を妨げてはならない (2) 集魚灯に使用する光力の総和は、12キロワット以下とすること (3) 定置漁業又は小型定置漁業の操業中は、その前面及び後面100メートル以内、沖合500メートル以内の各海域で操業してはならない

	3隻	定めなし	定めなし	東共第28号共同漁業権漁場の区域	4月1日から 6月30日まで	東共第28号共同漁業権の 組合員行使権者	令和7年1月28日から 令和7年2月28日まで	<p>1 許可の有効期間は、令和7年4月1日から令和7年6月30日までとする。</p> <p>2 規則第14条第1項第4号の対象とする。</p> <p>3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1) 漁業権漁業を妨げてはならない</p> <p>(2) 集魚灯に使用する光力の総和は、12キロワット以下とすること</p> <p>(3) 定置漁業又は小型定置漁業の操業中は、その前面及び後面100メートル以内、沖合500メートル以内の各海域で操業してはならない</p>
	21隻	定めなし	定めなし	東共第30号共同漁業権漁場の区域	4月1日から 6月30日まで	東共第30号共同漁業権の 組合員行使権者	令和7年1月28日から 令和7年2月28日まで	<p>1 許可の有効期間は、令和7年4月1日から令和7年6月30日までとする。</p> <p>2 規則第14条第1項第4号の対象とする。</p> <p>3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1) 漁業権漁業を妨げてはならない</p> <p>(2) 集魚灯に使用する光力の総和は、12キロワット以下とすること</p> <p>(3) 定置漁業又は小型定置漁業の操業中は、その前面及び後面75メートル以内、沖合500メートル以内の各海域で操業してはならない</p>
	3隻	定めなし	定めなし	東共第38号共同漁業権漁場の区域	4月1日から 7月31日まで	東共第38号共同漁業権の 組合員行使権者	令和7年1月28日から 令和7年2月28日まで	<p>1 許可の有効期間は、令和7年4月1日から令和7年7月31日までとする。</p> <p>2 規則第14条第1項第4号の対象とする。</p> <p>3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1) 漁業権漁業を妨げてはならない</p> <p>(2) 集魚灯に使用する光力の総和は、10キロワット以下とすること</p> <p>(3) 定置漁業又は小型定置漁業の操業中は、その前面及び後面100メートル以内、沖合500メートル以内の各海域で操業してはならない</p>

	3隻	定めなし	定めなし	東共第40号共同漁業権漁場の区域	4月1日から 6月30日まで	東共第40号共同漁業権の 組合員行使権者	令和7年1月28日から 令和7年2月28日まで	<ol style="list-style-type: none"><li>1 許可の有効期間は、令和7年4月1日から令和7年6月30日までとする。</li><li>2 規則第14条第1項第4号の対象とする。</li><li>3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 漁業権漁業を妨げてはならない</li><li>(2) 集魚灯に使用する光力の総和は、12キロワット以下とすること</li><li>(3) 定置漁業又は小型定置漁業の操業中は、その前面及び後面100メートル以内、沖合500メートル以内の各海域で操業してはならない</li></ol></li></ol>
--	----	------	------	------------------	-------------------	-------------------------	----------------------------	---